

第 2 4 号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例等の一部を改正する条例

(足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部改正)

第 1 条 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例(平成 6 年足立区条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」
に改め、同条第 1 項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積
率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)」に、「第
6 8 条の 3 」を「第 6 8 条の 4 」に改め、「認める場合」の次に「又
は土地区画整理事業における換地処分公告後」を加える。

第 5 条の見出し中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい
率」に改め、同条第 1 項中「建築面積(同一敷地内に 2 以上の建築物
がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割
合」を「建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同
じ。)」に改める。

第 1 4 条中「 1 0 万円」を「 2 0 万円」に改める。

別表中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建
築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

(足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部改正)

第2条 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年足立区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第1項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）」に、「第68条の3」を「第68条の4」に改め、「認める場合」の次に「又は土地区画整理事業における換地処分公告後」を加える。

第5条の見出し中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第1項中「建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

（足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年足立区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第1項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）」に、「第68条の3」を「第68条の4」に改め、「認める場合」の次に「又は都市計画道路補助255号線の道路供用開始告示後」を加える。

別表中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

（足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条

例の一部改正)

第4条 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年足立区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第68条の3」を「第68条の4」に改め、「認める場合」の次に「又は土地区画整理事業における換地処分公告後」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地区計画の内容の変更及び建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。